

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

平成27年5月12日（火）午後3時30分から午後4時

2 場 所

埼玉県庁本庁舎3階 総務部会議室

3 出席委員

委員長 平原 興
委員 新藤 健
委員 根本 純子
委員 佐藤 あけみ
委員 東條 比呂司

4 議事の要領

<事案1>

○委員

- ・ この事案について、疑問な点や確認したい点はあるか。

○委員

- ・ 療養に係る期間が3か月と書いてあるが、実際に3か月で症状が消退したということか。

○事務局

- ・ こちらで確認しているのは、平成27年3月18日の通院が最終であり、それ以降の通院はありません。

○委員

- ・ 3月18日の診療の際、特に痛むところがあるとか、そのような訴えはなかったということか。

○事務局

- ・ そのとおりです。

○委員

- ・ それでは、この事案について意見があればお願いしたい。治療期間や治療経過については、疑問な点はないということによろしいか。

○委員

- ・ 問題ない。

○委員

- ・ そうであれば、遂行性・起因性ともに認められると思うがいかがか。

○委員

(全員同意)

○委員

- ・ 事例1については、公務上の災害と認められる旨の意見として決定します。

<事案2>

○委員

- ・ この事案について、疑問な点や確認したい点はあるか。

○委員

- ・ この場所で実際に災害が発生したということは確認できているか。被災職員は統計調査員であるので、1人で行動していると思うが、この人がこの場所で、この条件でけがをしたということは何をもってわかるのか。

○事務局

- ・ 本事案はA市で発生しておりますが、統計調査員は自身の担当する地域の調査対象者を巡回するという形態の業務にあたっており、被災職員の職員の担当地域はA市です。

確かに、本事案の発生についての第三者の証言があるわけではありませんが、担当地域内での災害発生という状況を考え、職務遂行中であつたと推定するのが相当であると考えております。

○委員

- ・ そこには争いがないということによいか。

○事務局

- ・ はい。

○委員

- ・ 事務局としては、本人の申告している内容と本人の職務との間に整合性があり、不自然なものではないと判断しているということによいかと思う。

○委員

- ・ 相手方の瑕疵についてはいかがか。

○事務局

- ・ 本件は、いわゆる第三者加害事案に当たるものです。本来であれば、相手方に対し、本件災害を発生させた責任を負わせるべきですが、現在も相手方の身元が不明であり、求償ができない状況にあります。
今後、相手方の身元が判明した場合は、当然求償を行っていきますが、現状では求償ができないという状況です。

○委員

- ・ 相手方が出てきた部屋は特定できていると思うが、その部屋の利用者に確認はしたか。

○事務局

- ・ ビル内の部屋ではなく、ビルの通用口のドアにぶつけて被災したものであります。したがって、ビルのテナントに勤務している人間なのか、たまたま居合わせた人間なのかも確認できない状況です。

○委員

- ・ 私病はなかったのか。

○事務局

- ・ 主治医からは、頸部に素因とみられる症状があるとの診断がなされており、

○委員

- ・ 頸椎の傷病についても公務災害として認定するかの判断のために所見書を徴収しているが、所見書の内容について委員の御意見を伺いたい。

○委員

- ・ 頸椎捻挫、左肩捻挫、鼻骨骨折については、この事故によって起こったものとして差し支えない。

いちばん問題になるのは、頸椎椎間板症の認定である。この傷病は、老化現象のひとつであり、事故によって起こった病名とは考えにくく、素因であると思われる。また、委員会に先立って患部のレントゲン写真を見たが、被災職員の年齢に比して変性が進行しているとの印象を受けた。

よって、急性期の症状が消退するまでの期間は公務災害としてみてよいと思うが、それ以降も療養費の補償を継続するのはいかがなものかと思う。

○委員

- ・ 治療期間はいつごろまで継続しているのか。

○事務局

- ・ 平成27年2月28日が最後であり、概ね3か月程度です。

○委員

- ・ その間は継続的に通院していたのか。

○事務局

- ・ 本人の申立てによれば、2月中は休診日を除いて毎日、接骨院に通院していたとのこと。

○委員

- ・ 復職はしているのか。

○事務局

- ・ 休職等はしておりません。

○委員

- ・ ひとつひとつ確認していく。
まずは公務遂行性についてであるが、このことについての意見はあるか。

○委員

- ・ 疑いのない状態であれば、特に問題ないと考える。ここではなんとも判断できないところであるが。

○委員

- ・ ある程度、合理性が判断できているということであれば、それを前提に判断する限りは遂行性を認めるという判断でよいか。

○委員

(全員同意)

○委員

- ・ 公務起因性について、何か意見はあるか。

○委員

- ・ 認定の範囲については、委員の言ったとおり、急性期に限定するということであるので、最終診療日以降の治療については補償しないという形になるかと思う。

○委員

- ・ 委員の意見としては、現状で判明している治療については急性症状に対する治療ということでみて良いということか。

○委員

- ・ はい。

○委員

- ・ 各委員の意見としては、遂行性・起因性ともに認めるということになるかと思うが、起因性は急性症状のみについて認めるということか。

○委員

(全員同意)

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、下記のとおり意見とする。

	意見	備考
事案1	公務上の災害と認められる。	
事案2	公務上の災害と認められる。	頸椎椎間板症については、急性症状に限るものとする。